

令和3年国立大学法人旭川医科大学 臨時役員会議事要旨

1. 日 時 : 令和3年6月25日(金) 午前11時1分～午前11時30分
2. 場 所 : 第二会議室 (Zoom 参加併用)
3. 出席者 : 吉田 晃敏学長, 松野 丈夫理事 (Zoom 参加), 平田 哲理事 (Zoom 参加), 浜野 恭義理事 (Zoom 参加), 山崎 美幸理事
4. 陪席者 : 鈴木 義幸監事 (Zoom 参加), 桶 利光監事 (Zoom 参加), 太田学長政策推進室長, 佐々木事務局長, 松井事務局次長 (総務・教務担当), 両國総務課長, 佐藤人事課長

議事に先立ち、浜野理事から、本会議の議題1にかかる手続きについて顧問弁護士の事前の確認を得ているか質問があり、学長から、本会議終了後速やかに、手続上の瑕疵の有無について顧問弁護士に確認する旨回答した。

(なお、会議終了後に、手続上の問題はないことを顧問弁護士に確認した。)

議題

1. 学長の職務代理について

本件について、学長から発議があり、自らが文部科学大臣に辞任届を提出し、さらに学長選考会議から文部科学大臣に学長解任の申出がなされていることは、学長自らの責任であり、緊急の対応等もあろうことから、学長の職務代理等を置きたいとの説明の上で、資料1に基づき、国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則第10条第2項及び第3項の規定に基づく学長職務代理及び学長代行を、松野理事が行うこととし、その職務分掌、その権限等は、学長が行うすべての職務としたい旨説明があった。

その後、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、職務代理の任期は、明日6月26日(土)から新学長が任命されるまでの間とし、また、新学長が任命されるまでの間に、学長が欠ける状況となった場合の学長代行の任期は、欠けた時点から、新学長が任命されるまでの間とすることが併せて了承された。

2. 理事の任期に関する規程の制定について

本件について、学長から発議があり、次いで佐藤人事課長から資料2に基づき、理事の任期に関する規程を新設することについて説明があった。なお、施行日は令和3年7月1日を予定している旨付言があった。

その後、審議の結果、原案のとおり了承された。